

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）の計算方法、留意事項について

1 計算方法

(1) 返還がない場合【記入例1】

次のア～オのいずれかに該当する場合には返還の必要はありません。なお、返還がない場合でも報告は必要となります、その際に、事情のわかる資料を添付してください。

- ア 消費税の申告義務がない。
- イ 簡易課税方式により申告している。
- ウ 公益法人等*であり、特定収入割合が5%を超えている。
* 公益法人等には、社会医療法人、日本赤十字社、学校法人等が該当します。
詳しくは消費税法別表第3を参照してください。
- エ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

(2) 返還がある場合

課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに含まれる消費税の額はその全額を課税売上げに係る消費税の額から控除できます。

課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合は、課税仕入れに含まれる消費税額の全額は控除できなく、税務申告の際に以下のイ、ウの方式のいずれかを選択することになっています。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合（全額控除）

【記入例2】又は【記入例3】

補助金額* × 10 / 110 = 返還額（円未満切り捨て）

イ 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合【記入例5】又は【記入例7】

補助金額* × 10 / 110 × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

ウ 課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合【記入例4】又は【記入例6】

AとBの合計額 = 返還額

A 課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 = 返還額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

※上記の「補助金額*」について（ア～ウ共通）

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告において補助金の用途を明確にしている場合には、課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。

2 留意事項

- (1) 返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）、また、算出された返還額は円未満を切り捨てること。
- (2) 報告様式2については、記載例にあるとおり、黄色の着色部分に入力すれば、自動計算されますが必ず検算により確認をしてください。